



平成 27 年6月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 早稲田アカデミー
代表者名 代表取締役社長 瀧本 司
(コード番号 4718 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 河野 陽子
(TEL. 03-3590-4011)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年6月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

- 1、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。
 - ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
 - ③ 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
 - ④ 取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、役員の場合は取締役が、それぞれ具体的な処分を決定する。
 - ⑤ 反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。
- 2、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。

- ③ 当社子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

3、当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する体制

- ① 取締役会は、当社又は当社子会社の経営に対するあらゆる損失の危機に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最小限度にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。

4、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ② 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等において事前に協議を行い、取締役会で執行決定を行う。
- ③ 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度収支予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

5、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と当社子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ② 当社子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。当社子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
- ③ 当社は関係会社管理規程を定め、当社子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
- ④ 当社及び当社子会社の内部統制に関する監督部署を当社内部監査室とし、当社及び当社子会社の内部監査を定期的を実施することと合わせて、当社及び当社子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び当社子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑤ 当社の監査役は、子会社の監査役と連携して当社子会社の業務執行状況を監査し、当社及び当社子会社の連結経営に対応したグループ全体の業務の適正を監視、監督する。また、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

6、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

7、前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査役が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

② 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

② 当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて当社の監査役に報告するものとする。

③ 取締役は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査役は、当該会議体に参加し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

④ 当社の監査役は、当社の内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

9、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

10、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

11、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。
- ② 監査役は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び当社子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。
- ③ 監査役は、内部監査室、会計監査人、当社子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

以 上